

児童の忌引き日数基準

	死亡した者	日数
血族	1 親等の血族（父母または事実上これと同様の事情にある者）	7日以内
	2 親等の血族（祖父母、兄弟姉妹）	5日以内
	3 親等の血族（曾祖父母、父母の兄弟姉妹）	3日以内
姻族	1 親等の姻族（配偶者の父母）	5日以内
	2 親等の姻族（配偶者の祖父母、兄弟姉妹）	3日以内
	3 親等の血族（配偶者の曾祖父母、父母の兄弟姉妹）	1日
備考	遠隔地で必要がある場合にはその往復に要する日数を加算することができる。	